



Title	帝政期ロシア初等学校教授言語政策史について
Author(s)	塚本, 智宏
Citation	北海道大學教育學部紀要, 80, 207-221
Issue Date	2000-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29616
Type	departmental bulletin paper
File Information	80_P207-221.pdf



帝政期ロシア初等学校教授言語政策史について

塚 本 智 宏

ABSTRACT Chihiro TSUKAMOTO, *The History of Language Policy in Basic Schooling in Russia during Empire Period.*

This paper will examine the language policy introduced in basic schooling in different ethnic regions of the Russian Empire from the 1860s to the post-revolutionary period, 1905. This study reviews the essence of what has been known by researchers of History of Russian empire as 'the teaching in mother tongue' of each ethnicity. Moreover it reveals the impact in each region of the Russian language teaching principles implemented by the imperial government as well as the way this policy was rejected during the revolutionary period of 1905 by each ethnicity.

0. はじめに

1860年代文部省学校制度改革の課題 一身分性と民族性の原理―

1860年代の文部省学校制度改革を主導した A.V. グローヴニンが、その改革にあたって特に重要な課題のひとつとして考えていたことは、教育行政の不統一という現状とその打開についてであった。彼は、改革に関する総括的文書のなかで、各種教育機関が様々の省庁によって管轄されている現状では「均等に進歩的な運動をすすめることは不可能である」とし、また、その「進歩的運動」を阻む行政不統一について、19世紀半ば以降の西欧での国民国家の形成をめざす動きを意識しながら、次のように述べている。「結局、多様な形で発達せしめられる国民的教育の性格と方向において、他国では強力に民族的な精神 *natsionalinii dukh* の発達を促し、また、社会の様々の階級や身分の統合 *obiednienie* や一体化 *slitiia* を促しているところの、統一性が得られないのである。」*1

ツァーリズムの近代化を志向する「大改革」は、その初等教育分野において、1862-3年までに、国民統合の一手段、大ロシア民族内の主として下層身分の統合に伴う国民学校制度の創出（種々官庁が管轄していた解放前の初等学校制度の再編・統合）をほぼ決定的にするが、その方向がほぼ確定した段階で、本論文でみるように、ポーランド情勢の急変のなかで、大ロシア民族以外の民族に対する固有の初等学校制度を創出・整備しはじめることになる。このプロセスはグローヴニンの言葉を借りれば、「社会の様々の階級や身分の統合や一体化」という政策課題の一定の見通しができた段階で、同時に、ロシアにおける「民族的精神」の発達をめざす政策課題の追求を開始するというプロセスであった。このことはまた、60年代以降の教育制度の歴史的展開を展望するなら、国民統合を阻む身分性原理の後退の方向確定と同時に、しかし、あらたに国民統合を阻む別の原理、あるいは、帝国支配のための原理、民族性原理が顕在化することになったといえる。つまり、帝国の大ロシア民族以外の種々の他民族の統合という新たな難題に直面することになった。

近年我が国のロシア史研究において個別民族問題に関する研究がかなりの進展をみせているが^{*2}、それらに触発されつつ(とはいえ個別地域に存在する複数の民族間の問題に関する議論には触れられないが)、本論では、上記 1860 年代以降 1905 年革命直後までの、ロシア帝国全体としての初等学校制度、特に教授言語に関する歴史を中心に、その概観を試みる。以下、まず、1860 年代改革期のロシア語教授原則の「確立」、その内容と性格について検討し、次に、60 年代後半以降 90 年代に至るまでの帝国ロシア各地域・各民族の教授言語に関する制度展開を追跡し、それらが 1905 年革命後においてどのように変化するのかを検討する(教員養成・採用の問題は重要だが本論では扱えない)。ここでの考察の主眼は、現在一般に「母語による教育」と呼ばれ、議論されている対象の歴史的実を明らかにするところにある。

Ⅰ. 1860 年代のロシア語教授原則の確立

本章では、ヨーロッパロシア中央部、すなわち、大ロシア人が支配的な諸県で、最終的にはゼムストヴォ制が施行(1864 年 1 月)された 34 県を対象地域とする 1864 年初等国民学校規程の成立過程を検討し、そこで確立するロシア語教授原則(規程第 4 条、「初等国民学校での教授はロシア語で行われる」)の内容と性格について明らかにする。

1. 1864 年初等国民学校規程の対象地域・民族

1864 年規程が対象とする地域について、ゼムストヴォ 34 県に限定された経緯について触れておこう。改革準備の前半、政府内ではこの時期の初等教育改革の主目的、すなわち、農奴解放前の各種下層身分に対応した初等学校諸制度を統合する課題が共通認識となり改革案の一定の完成をみるが^{*1}、1862 年初頭以降、特に 1863 年に入ってポーランド一月蜂起の直後その民族運動の影響下にあった西部諸県での初等教育政策の着手の必要性から、北西部 6 県(ヴィルノ、コヴノ、グロドノ、ミンスク、モギリョーフ、ヴィーテブスク)すなわチリトワニア 3 県とペラルーシ 3 県、および、南西部 3 県(キエフ、ポドリスク、ヴォルィニ)すなわち、ウクライナ右岸の地域についての臨時特別法を策定する方向が確認され、当初国民学校規程に含むことが予定されていた西部地域が除外される契機となった。その後、1864 年 1 月公布のゼムストヴォ制施行地域が西部を除く「大ロシア」諸県 34 県に限定され、ゼムストヴォが財政基盤等の脆弱な地方初等教育行財政の一端を担う機関と位置づけられることによって、64 年規程が最終的に「大ロシア」諸県 34 県に限定されることとなったのである。この結果、先の両地域は、64 年規程の適用外となり、この規程成立以前 1863 年 3 月に成立していた北西部国民学校臨時規則は「臨時」という性格が消失し、後にそのまま地域特別法となり、他方、南西部の特別法については政府内での学務官庁と宗務官庁との対立が原因で成立が遅れ、ようやく 1869 年に地域特別法が成立する。このような経緯で 3 地域固有の国民学校規程が成立するのである^{*2}。以下に、教授言語の「母語」利用に関する政府内の議論を概観するが、そこには西部諸県の動向が大きく作用している。

64 年規程の適用地域あるいは適用民族について、付け加えておくべきことは、この規程は、改革準備の当初から上記以外の地域の初等教育の問題には全く関与していない、あるいは、関与できないものであったことである。「王国」ポーランドについてはいうまでもなく、バルト海沿岸 3 県、カフカース地域については文部省の管轄外にあった。さらに、大ロシア諸県内部と

いえど、当然大ロシア人以外の民族を含んでいなかったわけではない。西部と接する諸県にはウクライナ人あるいはベラルーシ人が、また、東方諸県のヴォルガ河沿いには「異族人」が居住しており、その教授言語の問題は固有に存在したのである。

2. 教育相グローヴニンと 1861 年の国民学校規程案

1862 年に至るまでの諸法案は、エルショーフが述べるように、教授言語については言及がない。1861 年末までに初等学校に関わる法案は、文部省が自らの管轄下の国民学校を含む初等・中等教育改革法案と農民改革に関連して文部省以外の管轄の学校をトータルに普及しようと計画した法案の二法案がつくられていたが、1862 年 1 月に、文部省がこれらの案に関する意見を聴取するために広く意見を公募することが決定された。教授言語の問題が広く議論されはじめるのはこの時期以降のことである。他方で、これも同時決定であるが、先述の西部地域に関する国民学校政策の立案が始まる。政府内で言語政策そして教授言語の問題に関して議論がやりとりされるのは 1862 年以降のことである。

文部省に集められた大ロシア諸県以外の地方から収集された見解だが、エルショーフによれば、母語（「地方語」）の利用に反対する意見は、論証はなくアプリアリに主張するもので、地方語での学習は異種の民族を他の住民から分離させることになり、国家的政治的な原理や思想を実現することの障害となり、また他の多くの望ましからざることを招来するというものであったという。

これに対して、他の多くの意見は、地方語での学習を実施すべきである、それは、教育学的にみても、また、国家的利害からしても当を得ているとみるもので、次のような主旨の見解であった。「母語でなくロシア語での学習を強制することで、一方では、教育への意欲をそぐことになるし、他方では、民族間に政府によって期待されている接近 (sblizhenie) ではなく、その両者の関係を断つことにもなると……」*3。

反対派の地方語利用による「分離」主義への不安と政治的支配のための共通ロシア語要求と、それに対する賛成派のロシア語強制による他民族の教育忌避への懸念、むしろ地方語利用による民族間「接近」への要求との対立であったが、政府上層の議論においても、同様の対立構図であった。ただし、初等教育の教授言語を母語とするか否かという議論ではなく、以下にみるようになんかなり限定されたものであった。

1863 年夏から 1864 年初頭にかけて国家評議会において教授言語の問題が議論されているが、文部省は、ロシア語教授原則を前提とした上で、地方語利用賛成派の声を吸い上げた。つまり、最終的にはロシア語教授を展望しながら、地方語の初期利用から漸次ロシア語での教授に移行するという案をまずは国家評議会に提出した。

1863 年 2 月の「国民学校規定案」では、模範国民学校に関する教授はロシア語で行われると規定した第 12 条の注は、「母語 *rodnii yazik* が大ロシア語でない地域では、教授は初め地方方言 (*mestnoe narechie*) で行わなければならない。しかし、生徒のロシア語の上達に従い漸次ロシア語に移行しなければならない」と規定している。

グローヴニンのこの点に関する主旨説明は、次のとおりである。

「母語が大ロシア語でないところでは……、思うに、国民学校での学習を地方方言で始め、続いて漸次専らロシア語に移行していくことが極めて重要である。国民学校の学習は宗教的敎示と生活に必要な知識の伝授を通じて生徒を発達させる目的をもっている。かりに教師が学校入

学のその最初の日から彼らにとってはわずかしか理解しえないそのような言語で彼らと話し、彼らに説明することを強いるとすれば、上記のような意味で子どもに教育をうまく実行することが可能であろうか。そのようなほとんど知らない言葉と表現のただ機械的な暗記による学習は、発達を促すこともないし、むしろ学校に対する嫌悪を引き起こすことになりはしまいか。」^{*4}

このようにそもそも初等教育の目的を果たすために地方語の初期利用は不可避、また、地方の見解にあったように、ロシア語強制は学校への「嫌悪」の誘因となると述べているのである。さらに、西部諸県での政策動向、すなわちそこでは1862年から「ポーランド的要素」並びに「カトリック要素」に対抗して「ロシア的要素」（ロシア語）と正教を対置する政策を展開していたが^{*5}、これを意識しつつ次のように付け加えて、ロシア語強制の弊害を強調している。「このことは、国民学校がロシアの代表的要素であり、ロシアの影響の手段となるような地域においてはなおさら政治的理由から有害のものになってしまうのではないか。これらの事情が、そこに然るべき注意を向けざるをえない、そのような重大な意義をもつのである。」^{*6}

ところで、1863年3月には内務政策主導で北西部国民学校臨時規則が成立していたが、その第18条は、国民学校の教授はロシア語でなされると規定したのみで、例外を認めるような注はいっさい付されなかった^{*7}。また、この直後のことであるが、6月には南西部(ウクライナ)に関して、内相ヴァルーエフがウクライナ文化運動を背景とするウクライナ語弾圧に関する有名な秘密指令を出し、グローヴニンには、ウクライナ語を「存在そのものが疑わしい言語」、その「大衆に使われている方言」は、ポーランドの影響によって歪められたロシア語である、などと手紙を書き送っていたことよく知られているとおりである^{*8}。グローヴニンが先の主旨説明のなかで、「政治的理由」に言及したのはこのような状況、また、ヴァルーエフの見解を強く意識してのことであった。

3. 国家評議会における議論

先の文部省案は、模範国民学校の設置が時期尚早として退けられた後、二次案「初等国民学校規程案」が作成され、1863年7月に国家評議会に提出された。その法案の第4条「初等国民学校での教授はロシア語で行われる」の規定には、「ただし、初期の口頭説明に際しては地方方言を認める」との注が付記されていた。審議の詳細は不明であるが、9月の国家評議会の法律経済合同部門会議で注の削除が求められる結果となった。しかし、翌年1月の国家評議会の全体会議において、おそらく文部省からと思われるが、注の付記を求める再提案、すなわち「学校でのロシア語識字の初期学習に際しては、地方方言での口頭説明が許される」がなされ、再び議論となった^{*9}。

賛成派は、「国民学校での初歩的学習は、地方方言なしにうまくいくはずがない、学校での生徒に対する初歩的識字の説明は地方方言に基づくことが不可欠である」、それは、「ロシア帝国の地方方言はその差異は相互に際だったものであり、ロシア語識字や算術の学習は地方語での口頭の説明によってのみ可能である。……このため、学校での真の教授はロシア語で行わなければならないということを認めつつ、ロシア語識字の初期の口頭での説明に際しては地方方言を補助的手段とすることは避け難い」と。

先のグローヴニンの説明にあった学習初期段階の一般的な地方方言利用の確認ではなく、ロシア語識字の教育に限定して、なおかつそれを「補助的手段」としてのみ地方方言利用を許容するという形に譲歩しての再提案であった。この提案に関しての賛否は、この注記を法として

規定するか否かという点をめぐって分かれた。というのも、反対派は、ロシア帝国の多くの地域の国民学校で、学習教科の口頭説明に際して、現状では、地方方言の補助なしにすすめることはできないということ、つまり事実としてそれは有り得るとこれには同意したからである。

地方方言利用賛成派は、「口頭説明の際の地方方言の利用が、まず、法の侵犯とならないようにするため、また、国民教育の迫害や圧迫に対する口実となりえないようにするため」、この点につき、「国民学校の法令において肯定的に表明すべき」とした。つまり、実態として承認するのであれば、これを「肯定的」に制度化すべきであり、さらに、先の西部諸県での政治状況から推察されることだが、地方方言の使用を明記せずにその使用を全く認めないかのような規定であれば、それは非ロシア語住民に対する「迫害」や「圧迫」に対する不満を生み、政府批判の「口実」を与えることになってしまう、そういった状況を回避しようというのが、賛成派の立場であった。

これに対して反対派は、法においてそれに言及することは逆に「無用であるし、有害でさえある」と主張した。それはおよそ次のような理由からであった。「何らかの圧迫に対する口実」というのは、この言語の問題に限らずいくらかでもありうる、つまりとるにたりない根拠であると。そして、注記をすることが逆にロシア語使用を回避する「口実」を与えることになると以下のように述べていた。「逆にもしかりに、国民学校に関する規程そのものに地方方言の許可が規定されるとすれば、このような状況だけで、すなわち、口頭での説明というそれだけを口実として、教授におけるロシア語使用を回避することを容易にしてしまう……」と。

これが議論のすべてである。このようにみえてくると、この教授言語をめぐる議論は、例えばいかにロシア化政策をおしすすめるか否かといった積極的な議論ではなく、60年代の不安定な政治状況から推して今後その状況をさらに刺激しないがためにいかにあるべきかといった、たぶんに保守的な議論であった。

この最終会議では、ロシア語での教授によって学校忌避が生まれるという地方語利用賛成派の論点も再びだされたが、これは無視されたまま、結局、反対派が賛成派をおさえ(27名反対、15名賛成)、国家評議会は、9月の法律経済合同部会でこの注規定が削除された際の、「政府はまず何より、地方方言ではなく、共通のロシア語識字を発達させることに配慮せねばならない」という理由の再確認で終わったのである。こうして、1864年規程の第4条は、「初等国民学校の教授はロシア語で行われる」とのみ規定され、注はいっさい付記されなかった。

このような議論の経過を振り返るなら、この改革期の段階で教授をロシア語で行うとする制度原則(例外は規定しない)は確定したが、しかし、それはけっして少なくない反対の意見を退けての確定であったこと、また、実態として「地方方言」の利用を黙認することも念頭におかれてのことであり、ロシア語以外の言語を一切許容しないというわけではなく、その点であいまいな部分を残していたのである。

しかし、後の教授言語制度・政策の展開を考えるうえで、この間の教授言語政策の在り方に関わる議論のなかで確認しておくべきことがある。文部省の最初の案は、1. 地方語の初期利用承認から漸次ロシア語移行という案であり、続く案が限定的な、2. 補助的手段としての地方語の初期利用容認という案であり、いずれもロシア語教授原則を前提としつつその例外・逸脱の在り方でふたつのパターンを考慮していたという点である。

4. 1864年初等国民学校規程への解説論文

1864年, 上記のような限定された地域で, ロシア語教授原則がほぼ確立したとはいえ, この段階では, なお, ロシア中央部34県内の小ロシア語(ウクライナ語)利用地域, ベラルーシ語利用地域, そして, 異族人居住地域, また文部省が政策上直接関わりえない地域を含めて考えるなら, 帝国全体の一様な教授言語政策というのは未確立であった。1864年規程に対する文部省の解説論文(「文部省決定集」に掲載)はこのことを如実に示している。そこでは, 64年規程の成立に関わる論点「Ⅲ. 帝国のあらゆる国民学校においてロシア語すなわち大ロシア語での学習を必須のものとすべきか, あるいは, 地方語や方言をも許可することが必要であるか」を提示する形で次のように説明されている^{*10}。

「帝国のすべての住民が, 支配的な言語, ロシア語を知っていることを要求することは自然なことのように思われる。しかし, このような要求をロシア語が全く使用されていない諸地域に居住するあらゆる異族人に関しても設定することは不可能である。このため, 現在, バルト海沿岸地域のあらゆる下級の国民学校において, ロシア語は全く教授されていない。」

また, 支配的な方言がロシア語, すなわち大ロシア語に近似している地域で, 住民の大部分が正教信仰に属している地域, 例えば, 小ロシアとベラルーシがあるが, ここではロシア語すなわち大ロシア語が, 生徒に十分理解されるとはいい難く, この結果ここでのそのみの学習は学校でかなりの障害にぶつかっている。……かかる地域では, 国民学校の学習科目の説明は, 地方方言をもって開始し, これに続いて漸次本格的なロシア語の使用に移行することが極めて重要である。(中略)

この方針は, 当然のことながら様々のロシア語諸方言に対して大ロシア語が優勢であるようなそのような地域には, 適用できないしすべきではなく, ベラルーシや小ロシアのみに適用しうるものである。」^{*11}

このように, この64年の段階では, 1. 「様々のロシア語諸方言に対して大ロシア語が優勢であるようなそのような地域」, すなわちゼムストヴォ34県ではロシア語でのみ教授を行うが, 2. 「異族人」(ここでは極めて広くこの概念が使われているが)の居住地域, 例えば, バルト沿岸諸県ではこの原則は適用されえない, 3. さらに, また, ベラルーシと小ロシアのような大ロシア語に近似した方言が支配的な地域では, ロシア語教授を原則とするが, 地方方言からロシア語への漸次移行が認められるべきである, といった3種の区分がひとまず考えられていたといえる。

II. 異族人居住地域及び辺境地域における教授言語制度の展開 (1870—1890年代)

本章では, 64年規程成立後において, ロシア語教授原則が帝国全体においてどのように一般化していくのか, あるいは地域毎・民族毎のその原則から例外・逸脱のバリエーションがどのように形成されていくのか検討していく。

1. 1870年異族人教育規則

さて, 先の文部省の解説論文に現れた異族人教育の問題(とはいえ, そこでの異族人概念はきわめて広く使われていたが), まずは, 34県の中に位置したカザン県等に集中する沿ボルガの東方異族人の教育言語の問題が未解決であった。この点については奥村が明らかにしているように, 1866年異族人教育問題を審議していた特別委員会が1864年規程の第4条に, タタール,

チュヴァーシ、チェレミスらの民族を対象とする学校において、その地方の固有の言語の使用を可能とする注記を求めたが、67年文部省学術委員会はこれを拒否した*1。文部省は、この後これを独立に扱い、1870年異族人教育に関する一般的な規則、「ロシアに居住する異族人の教育方策について」を策定する。

この規則は、他の学校規程が地域区分規程であったのと異なり、いわば民族区分規程であったところに特徴がある。イスラム系異族人を除けば、キリスト教化した異族人を「ロシア化」の進行度合い（これはロシア語普及の程度とほとんど同義）に応じて区分し、それに対応させて教授言語の方策のパターンを定義したものである。規則では、「異族人の母語たる方言はいずれの時期であっても初歩的教授の手段」であることを「共通」の原則として、つまり、その方言はロシア語での教授を原則として常に「手段」の位置にあることを確認しながら、1.「ほとんどロシア化（obruselie）されておらず、ほとんどロシア語を知らない者」の子弟の教育の場合は、その異族人特別学校において、初歩的教授は、「異族人方言」で行われ……その方言による教科書を利用して学びその後ロシア語に移行するという方策、また、2.「生来のロシア人と異族人とが混在する地域」では、原則としてロシア語による教授が行われる両者共通の学校をつくり、その際「その地方の異族人方言は、口頭説明にのみ利用を許容する」という方策であった。さらに、3.「ロシア人住民と混在する十分ロシア化された異族人」のためには、「ロシア人学校共通の基準」に従って「初等国民学校」を設置するというものである*2。

このように、この規則は、居住地域の「ロシア化」（ロシア語普及とほとんど同義であろう）の浸透状況にあわせて、大ロシア人とはもっとも遠い存在から、大ロシア人に近接する民族へと議論をたて、1.教授言語の地方方言初期利用からロシア語移行を認める地域、2.ロシア語を教授原則とし、「補助手段」として初期の口頭説明に際してのみ異族人方言利用を許容する地域、そして、3.1864年規程の適用地域となっているのである。既にみたように62年以降の国家評議会審議に現われていた教授言語方策に関する枠組みがここに再現されていることを確認できるが、さら重要なことは、成立した1864年規程のロシア語（のみ）教授原則からみれば、3, 2, 1の順でその原則からの逸脱・例外の許容範囲を拡大するものであり、しかし、同時に1.において限界づけられているのである。端的に言えば、1864年規程がロシア語（のみ）教授言語の原則を規定したとすれば、その逸脱・例外の限界を1870年の異族人規則が規定したのである。実際、後の政府の各地域での教授言語政策は、この原則と例外の限界内において推移する。また、その例外の多様な在り方にその地域の歴史性、民族性、あるいは、支配・被支配民族の攻めぎあいが見れることをみるだろう。

2. 西部諸県における教授用語政策（1860年代－1890年代）

ウクライナに位置する南西部3県については、内務政策と教育政策の両省庁の間に確執があったことは既に述べたが、1866年に文相がゴローヴニンから南西部国民学校問題で対立していたトルストーイに交替する頃から、文部省もウクライナ語の徹底した弾圧策に荷担するようになる。1869年のこの地域特別法「キエフ、ポドリスク、ヴォルィニ諸県国民学校規程」第5条では、「南西部地方の国民学校のあらゆる教科は、ロシア語で教授される」とのみ規定され*3、64年規程の解説論文で述べられていたように、この地域限定の規程としては地方方言の初期利用の注記の余地がまだ残されていたが、注記は付されなかった。というより、中井が明らかにしているようにウクライナ言語・文化の弾圧（1876年エムス法の特別法、そこでは教育施設で

のウクライナ語使用が完全に禁止される^{*4)}) に向かって系統的な弾圧策が準備されていく中で、グローヴニン期に許容された方言の初期利用は、完全に無視されていったのである。ウクライナは教授言語政策において大ロシア諸県と全くかわるところがなかった。

ベラルーシおよびリトワニアの両地域にまたがる北西部6県は、先に示したように1863年の臨時規則では、基本的に教授言語をロシア語とするという点で原則はゆずられていないが、実は次の点で大ロシア諸県と異なっていた。同規則で「ローマカソリック教信仰に属する子弟に対しては、神の法は、同信仰の神の法教員によって、その地方の方言で教授される」(18条)とあるように、これは特にリトワニア地域を念頭においた規定であり、宗教教育を例外としていたのである。しかし、注目すべきはこの規定に関するその後の展開で、1892年にはそれをロシア語で行うことを決定するに至ったことである。この点について、ロジェストヴェンスキーによれば、63年規則では地方方言となっていたが、「続く政府の施策によってロシア語が徐々にそれにとってかわり、地方方言は、学習初期の補助的手段の地位におとしめられてきた」という。この決定はヴィルノ学区総監の提案であったが、その提案理由は既にロシア語を会得した非正教信仰の者が十分な数に達したというのである^{*5)}。その十分な実態があったかどうか確認できないが、ロシア語教授原則を公然と正教以外の神の法教育にまで及ぼしたのは、この地域のみである。この直後編纂された1893年法典第3549条によれば、「ローマカソリック教信仰に属する子弟に対しては、神の法は、同信仰の神の法教員によって、ロシア語で行われる」とされ、ただし、「学習の第一学年期には、必要な場合、この科目の教授に際して地方方言……の使用が許される」^{*6)}と、神の法教授においてさえ、地方方言は、学習初期の例外的な使用の位置に格下げされ、限りなく大ロシア諸県地域の規定に近づいていた。

3. 「辺境」地域・異族人居住地域における教授用語政策

グローヴニン文相の時代の教授言語問題の検討がヨーロッパロシア中央部34県あるいは西部諸県に限定されていたとすれば、トルストイ文相の時代に、主として70年代に先に述べた異族人を含めて、それ以外地域の非ロシア民族の教授言語問題が徐々に浮上してくることになる。

それまで、文部行政の管轄下にはなかった地域のひとつポーランドでは、1864年勅令では「母語」による教授が確固として存在していたが、政府、文部省は、63年蜂起の鎮圧後、「王国」の地位を剥奪し、66年から帝国共通の行政制度に組み込むことをめざし全教育施設の改造が始まる。初等教育では、1864年勅令ではなお母語による教育の配慮もあったが、その後トルストイ文相のもとで法に修正を施さず漸次行政的措置によって、「母語」ポーランド語の格下げとロシア語教育の導入(1869年)とその必修化をめざし、その上で既に1868年にはトルストイが構想していた教授言語のロシア語化の方針を1871年に決定するに至る^{*7)}。また、特別行政区であったカフカースについては、なお文部省の直接の所管とはならなかったが、徐々に帝国の教育制度との共通化がめざされ、1867年にはカフカース学務規程(1873年に改訂)が成立し、初等教育では、現地人のための地方語の教育(許容)とともにロシア語教育を強化し、教授言語はロシア語を原則とするという方向が確定した^{*8)}。また、バルト沿岸地域については、政府内に1867年から既にロシア語教育の否定的現状、その打開の必要に関する議論はあったものの、具体的な改革はやや遅れて1870年から73年にかけて、村落部の政府立の正教学校と家庭学習の制度を整備することを通じてようやく文部省がこの地域の初等教育に関与するための足がかりを得

た*9。ドイツ系貴族とプロテスタント僧侶が大きな覇権を有するこの地域においては、教授言語の問題はなお一般的な形で方針化するにはいたらなかった。

これら辺境地域における60年代後半から70年代の前半の流れは、64年規程との整合性をめざして帝国全体の教育制度を確立しようとする動きのなかにあり、その延長線上で、地域差はあるものの、まずはこれらの地域の非ロシア民族の母語あるいは地方語の教育に対するロシア語教育の優位・強化をめざし、可能ならば教授言語のロシア語化をめざそうとするものであった。

1880年代に入って、ツァーリ暗殺事件の後、この動きは一挙に加速化する。

よく知られているが82年から83年にかけてバルト沿岸地域の調査が元老院議員マナセインによって実施されたが、それは70年代末から80年代初頭の社会運動を背景に行われたものであったが、その84年の報告で、国民教育に関しては、教区学校と都市学校ではドイツ語にこそ注意が払われているがロシア語学習はいかにも形式的なものであると現状批判を行っていた。同報告は内務政策の課題実現にあたっての学校の特別な位置を強調しながらバルト海沿岸地域を含むロシア辺境のあらゆる教育施設において可能な限りより広範にロシア語を導入すべきことを要求したという*10。

1870年代ロシア語教育の導入を既に試みていたポーランドでは、ついに1885年にはロシア語教授原則を確立する。同年3月の法によって、各種初等学校での教授はロシア語によるとされたのである*11。例外は、神の法と母語であったが、しかし、以下の規定にみるように母語での教授を完全許容したのではなく、「母語での教授もなしうる」という例外規定であった。「あらゆる都市、グミーナ、村落の初等学校での教授は、非正教信仰の神の法と生徒の母語を除き、ロシア語で行われる、また、これら(例外の二科目—引用者注)は母語によってもなされうる」と。さらに、「いったいいかなる言語を当該二科目の教授言語として承認しなければならないのかという点についての疑義が生じた場合、これは学区総監がワルシャワ総督との合意の上で決定する」(1893年法典第3686条)と母語による教育への強い疑念もあり、どちらかといえばロシア語による教授が原則と判断される規定であった。

バルト沿岸3県では、文部省は70年代この地域の初等教育に関与しうる足がかりを得るのが精いっぱいであったが、1885年には、初等学校でのロシア語教育を義務づけ、1886年には3県の全初等国民学校、教員セミナリアを文部省に従属させ、翌年には、「リフリヤント、クルリヤント、エストリヤント県初等学校管理臨時補則」という初等学校に関する地域統一法を成立させる(70年代これをめざしたが果たせなかった)*12。この際、教授言語については、規定を以下に示す*が、神の法と教会歌の二つの宗教科目は例外で母語で行われ、その他のあらゆる科目については、①一級制村落学校では、第一次的な教授言語としてのロシア語を導入し、その地域の「母語」、すなわち、ドイツ語、エストニア語、ラトヴィア語と並列させた。②上級の村落学校と都市部の学校では、ロシア語での教授を原則とし、都市部での学校では、「母語」は「初期学習の補助手段」として利用するという形で格下げし、限りなくロシア語教授言語原則に近い制度を導入した。

* 一級制の各種村落学校においては、「すべての科目は、ロシア語、エストニア語、あるいはラトヴィア語で、望ましいと思われる言語で行われるが、後年はあらゆる科目が、神の法と教会歌は除いて、ロシア語で教授されなければならないことを判断して行われなければならない。神の法と教会歌は生徒の母語、すなわち、ロシア語、ラトヴィア語、あるいはエストニア語で、地

域住民を考慮して、教授することができる」、また、すべての教区村落学校及び二級制学校の二級諸学年においては、「神の法と教会歌を除き、ロシア語で行われる」、そして、さらに、都市部の学校では、「神の法と教会歌は、ロシア語と同様、生徒の出身種族に応じてドイツ語、エストニア語、ラトビア語で教授され得る。その他の科目は、ロシア語で行われるが、エストニア人、ラトビア人、ドイツ人の生徒には、初期学習の補助手段として、母語の使用を伴って行われる」(1893年法典第3640条)と規定された。

教科教育としてのロシア語普及策は先の規則成立後90年代強行され、教授言語のロシア語移行も90年代半ばまでに進行し、実際90年代半ばからは母語での教授が許されるのは神の法と教会歌のみとなったという^{*13}。つまり、ポーランド並み実質の教授言語政策がめざされたのである。

カフカースについては、既に、1860年代に制度基盤が成立していたこともあり、上記ふたつの地域よりもロシア語教育の普及また、教授言語のロシア語化は既に進行していた。しかし、80年代に入りやはり現地語の排除、そして、教授言語のロシア語化は強化され、90年代に半ばまでにその動きは加速する。1894年カフカース学区総監によると、グルジアの例であるが、90年代半ばまでに例外なくロシア語で教授されている学校数の割合は、過去20年の間に49.8%から73.4%に増加し、他方、全教授が現地語(トゥゼムスキー)で行われている学校は、1879年に17.9%であったが、現在はそのような学校は全く存在しないと報告されるまでに、ロシア語教授が支配的となっていた^{*14}。

以上、辺境3地域では、80-90年代に共通してロシア語教授言語原則を確立する方向で政策展開が図られたが、まずは、その原則がいち早く成立したカフカースで90年代までに実態としてもかなりの普及をみた地域、また、同原則が母語と神の法を例外として(とはいえ限りなく原則に近い例外として)制度化されたポーランド地域、そして、同原則は完全には成立しなかったが、神の法と教会歌を例外として、ロシア語を教授言語の第一次的言語に位置づけ、他方で母語を初期学習の補助手段として制度化しつつさらに実質はポーランド並みに教授原則ロシア語化をすすめていたバルト沿岸地域、三様の制度展開が存在したのである。

III. 1905年革命と教授言語改革

以上、政府がめざしていたのは、ヨーロッパロシア中央部34県のロシア語教授言語原則を基準に、これをまずは、南西部諸県、そして、北西部諸県において徹底し、遅れて、辺境地域では、カフカース、ポーランド、バルト沿岸の順でその策を漸次普めつつあったといっていよい。それらは地域毎のバリエーションをもちながらもロシア語教授言語原則を全帝国において貫こうとするものであった。その際、北西部地域やバルトでみたように、教授言語のロシア語化をめざすなかで、その地域の言語を補助的手段にその地位を格下げしていた例に注目しておかなければならない。それはロシア語(のみ)教授原則に移行する直前の形態であったからである。

しかし、80年代以降のこのような策の強化は、即座にこれに対する抵抗・反発を生み、これに20世紀初頭からの文字どおり母語での教授を求める民族運動が加わり、政府はそれまでの策を継続することが困難となっていく。例えば、ポーランドや西部地域での「秘密学習」の普及、これに対する懲罰規則をもつての政府の反撃、また、バルト地域でもロシア語教育に対するドイツ系貴族やプロテスタント僧侶の敵対は強烈であった。このような動きのなかで政府内部にもその強行策が帝国支配にとって望ましいものかどうかを疑う議論も様々な形で現れてくるこ

となる。

1905年革命は、政府による教授言語政策の展開にやはり決定的な影響を与えた*1。以下、地域毎の、また、全体として教授言語政策の転換の方向を見極めることにする。

1. 西部とポーランド

まず、ウクライナに関することであるが、この地域で現われて来た「小ロシア諸県の初等国民学校で（小ロシア語）読み書き教育を実施」したいという要求に対して、1906年の文部省の回章はこれ自体は拒否したが、「初期の学習に際して補助的手段として、小ロシア方言を利用することは全く不都合はない」と認めたのである*2。ロシア語教授原則の例外すら認められてこなかったこの地域では、わずかであるが一步前進である。

次に、既に述べたように神の法にまでロシア語教授原則を及ぼしていた北西部諸県では、1906年までに次のような規定によって、神の法ロシア語教授が撤回されるに至った。文部省管轄下の全初等学校に関して、「あらゆる種類の教育施設において、非正教キリスト教信仰の神の法が教授される場合、それは生徒の母語で行われる。……」（1893年法典第396条第19項への、1906年追加注1）。この規定は、一般的には、神の法は「母語」によるとの原則が打ち立てられたことを意味するが、革命を前後してリトワニア語を母語として承認する動き（1904年以降リトワニア語出版物の解禁、続いてリトワニア語の解禁*3）のなかで、この地域のカトリック信仰の者には母語つまりリトワニア語による教授が原則とされたのである。また、この地域では1906年以降教科リトワニア語教育が導入され、また、算数教育にリトワニア語による教授が許可された*4。

さて、ポーランドでは、20世紀に入り、ロシア語教育、教授言語をめぐる問題は学校ボイコット運動にまで及びまさにし烈な闘争となっていたが、政府は、急ぎ、ロシア語に対してますますその地位を低下させて来ていたポーランド語の地位を母語の地位にひきもどし、ポーランド語と神の法に十分な教育を約束することを余儀なくされる。「a. ワルシャワ学区のあらゆる種類の教育施設において、神の法教授とポーランド語授業のために十分な時間数が確保されなければならないことを決定する」と。そして、教授言語については、「b. 初等学校におけるポーランド語の教授は、（中略）ポーランド語によって行われることを確認する」（1893年法典第396条第19項、1906年追加注2）と、これまでロシア語での教授の「例外」としつつも、おそらく実際にはその言語の使用を抑圧してきたポーランド語をロシア語に変わって教授言語とするという確認、逆にいえばこれまでのロシア語を教授言語とする方策の撤回であった。また、先のリトワニアについて述べた神の法「母語」教授原則の規定は、同時に同じカトリック圏のポーランドについても適用するものであったから、結局この神の法とポーランド語の教育については、基本的に母語たるポーランド語によるものと認め、80年代以降の政策を撤回するというものであった。

2. バルト沿岸地域とカフカース、異族人教育

バルト諸県については、1905年6月に、文部省がバルト海沿岸地域教育規程の再検討に入るようにとの決定がなされたが、そこでは、バルト諸県の教授言語を規定した条項（1893年法典3640条）を以下のように修正することを確認している。「バルト沿岸の教育施設のあらゆるクラスにおいて、神の法、聖歌、および、地方語の教授は、母語で行わなければならない。」神の法、

教会歌の母語原則については、1880年代以降制度化されていた事実であるが、ロシア語教育強化への強い抵抗から、この母語原則に地方語の教育を含まざるをえなくなったのである。「地方語」は補助的手段から母語の地位にもどったのである。また、「リガ学区の一級制学校、また、その他の初等学校の算数の学習に際しては地方住民の要請に応じて、ロシア語の他に、生徒の母語を使用することを可能にする。」*5とあるように、リトワニアと同様算数教育の母語使用許可に踏み込むことになっている。その後学区レベルの回章では、1906年10月全初等学校で、学校生徒の民族構成が一種である場合に最初の2年間に限りすべての科目について母語での教授を許可する回章を発している（これは1913年廃止）*6。

カフカースについてであるが、ここでも変化が見られる。1905-6年、1年次の教育において母語による教育を導入した。1年次に母語による教育、2年次に漸次ロシア語による教育に移行、3年次はロシア語による教育へと、つまり、地方語教育から漸次ロシア語教育への移行という方策である*7。それは、1870年規則の「1. ほとんどロシア化されておらず、ほとんどロシア語を知らない者」の子弟の教育に関する方策を採用したものであった。また、ここでも1-2年次母語による算数教育が認められたという*8。

さて、最後に、異族人教育の問題であるが、1906年3月に異族人新規則、「東部・南東部居住異族人初等学校規則」（1907年に一部改訂）が制定されている。その異族人対象区分は、前規則にあった「ロシア化」という区分をやめ、また、1864年規程が適用される地域に関する区分を規則から除外し、「A. 全くロシア語を知らない（あるいはほとんど知らない）異族人子弟」と「B. 生来のロシア人と混在して住み若干ロシア語を知っている異族人子弟」と、二区分のみとした。そして、教授言語については、前者は、一級制レベルの初等学校およびクラスでは「母語で教育が行われる……、続く年度はロシア語での教授が行わなければならない」（第11条）と、これは基本的に変化はないが、後者は、「最初の年度において、彼らの母語たる方言で行う」（第17条）*9とし、70年規則において、初期学習の口頭説明に際してのみ認められていた方言が、最初の学年全体においてその利用が認められるに至り、異族人全体としてみれば、初期学習に限ってであるが、母語による教授を補助的手段ではなく認めるものとなっている。

3. 1905年革命後の展望

以上のように、1905年から1906年にかけて、教授言語の問題について帝国全体で一挙にその改革が始まったといえる。ウクライナでの教授補助手段としての小ロシア語利用の容認、ポーランド、バルト沿岸地域、リトワニアでの総じて、1880年代以降のロシア語教授言語政策の撤廃、それ以前の状態への復帰、カフカース、異族人地域での母語による教授の容認・拡大の方向である。

もちろん、この前進は、各地において初期学習の例外としての母語あるいは地方語の利用を一時的なロシア語教育導入への手段として認めるという枠のなかでの前進であり、いずれも最終的にはロシア語での教授を行うという意味でのロシア語教授原則をくずすものではなかった。ふりかえるなら、1860年代以降の教授言語政策、すなわち、ロシア語教授言語原則とその例外・逸脱の許容の枠組み内において、ロシア語の教授言語化を推進する政策は、なお貫かれていたのである。

しかも、その前進の方向は長続きしなかった。革命の鎮圧とともに再び前進から後退へという流れも1908年以降の反動期に各地に現われてくるのである。

しかし、にもかかわらず、この1908年に文部大臣シュヴァルツが出したといわれる9月16日付特別回章（筆者未見）は注目に値する。旧ソ連の教育史家オソスコフの言葉をそのまま引用するなら、「それは学習の最も初歩段階にのみ地方語の利用を許可し、その利用は生徒のロシア語獲得の成功の度合いに応じて削減しなければならない」という命令であるが^{*10}、これは既に19世紀以来の展開においてみてきた地方語からのロシア語への漸次移行を認めるという方策としか考えられない（オソスコフは1905年の革命時の譲歩を切り刻むという文脈の中で引用している）。これが帝国全般に適用するものであったとすれば、これは19世紀60年代からの教授言語政策の基本的な流れからすれば、すなわち、ロシア語教授原則からの逸脱・例外のなかでもっとも大きな逸脱・例外であった。例外規定を認めない64年初等国民学校規程の教授原則と1870年規則の最大限の逸脱規定の間でいずれかとといえば、前者に向かって帝国各地の教授言語政策が展開していたとすれば、1905年革命後は逆に後者に向かって振り子はゆれており、シュヴァルツの1908年の回章は、その最大限の逸脱の基準に到達したものと見える。それはまた、グローヴニンが60年代改革期にロシア語教授言語規定の注記に関して提案した最初の案でもあった。その意味で60年代以降の政策におけるロシア語教授原則の役割はここで終え、これ以降は、全く別の枠を求める段階に入ったといえる。ロシア帝国の初等教育史において民族言語問題はもはや後退しえない段階に入った。

注

はじめに

1. С. В. Рождесвенский, Исторический обзор деятельности министерства народного просвещения(1802-1902), СПб., с. 396-7.
2. 以下、論文、研究文献について、発表年順にあげる。①加納格「第一・第二国会における「辺境」・民族問題」ロシア史研究 No.39 (1984), ②竹中浩「帝政期におけるロシア・ナショナリズムと同化政策—沿バルト地域のロシア化政策を手がかりにして—」日本政治学会編、年報政治学 1994, ③奥村庸一「19世紀ロシア民衆教育改革の性格について—対東方民族「異族人教育規則（1870）の検討」, 「日本の教育史学」第39集（1996年）, ④高橋清治「帝国のカフカス支配と「異族人教育」」ロシア史研究 No.60 (1997), ⑤松里公孝「19世紀から20世紀初頭にかけての右岸ウクライナにおけるポーランド・ファクター」, スラブ研究 45号（1998）, ⑥西山克典「帝国秩序の崩壊と再編」ロシア史研究 No.64 (1999), ⑦ステファン・キエニエーヴィチ編、ポーランド史、恒文社、1986年, ⑧中井和夫「ソビエト民族政策史」, 御茶の水書房、1988年, ⑨阪東宏、ヨーロッパにおけるポーランド人、青木書店、1996年。

I.

1. 拙稿、ロシア農奴解放期における村落学校の再編と「国民学校」（北大教育学部紀要 第42号、45-69頁1983年3月）を参照されたい。
2. この間の経緯については、拙稿「ロシア農奴解放期「国民学校」制度改革と教会付属学校」（教育史学会紀要、「日本の教育史学」、第29集、1986年）を参照されたい。
3. А.Ершов, “Народное просвещение и бюрократия после 1861 года”, //Образование//, 1908, №6, с. 79.
4. Там же, с.83-4.
5. 前掲拙稿「ロシア農奴解放期「国民学校」制度改革と教会付属学校」を参照。

6. Там же, с.84.
7. 同規則については、「ロシア農奴解放期における教会付属学校と西部諸県「国民学校」(北大教育学部紀要 第47号, 1986年3月)論文末資料を見よ。
8. 前掲参考文献⑧, 27-8ページ。
9. Центральный государственный исторический архив СССР, фонд №1149, опись №6, дело №66. 以下, 本節の引用はすべて同文書による。
10. 他の論点については, 拙稿「1864年ロシア初等国民学校協議会制度の成立」(稚内北星短大紀要 第10号, 1998年4月)51ページを参照。
11. [Министерство народного просвещения], Сборник постановления по министерству народного просвещения, т.3, 1865, столб. 1265-6.

II.

1. 前掲参考論文③, 238ページ。
2. Хрестоматия по истории педагогики, под ред. С.А.Каменева, том 4, часть 2, М., 1936, с.84-6.
3. //Журнал министерства народного просвещения//, 1869, №5-6, отд.1, с.84.
4. 前掲参考文献⑧, 30-5ページ。
5. С.В.Рождесвенский, указ. соч., с.689.
6. 本論文で引用している法は, 1893年版をもとに1906年に補充を加えた以下の法大全。
Свод законов Российской империи. Изд. 1910г., том XI, часть 1, Свод уставов учреждений и учебных заведений ведомства Министерства народного просвещения.
なお, 1890年代の法規定については, この法大全の他, 以下を参照した。
В.Фармаковский, Начальная школа министерства народного просвещения, 1900, СПб., с.33-41.
7. В.И.Чарнолуцкий, “Начальное образование во второй половине XIX столетия”, (История России в XIX веке, том 7, 1909), с.141.
8. 前掲参考論文, 77ページ。また, 以下も参照。Л.С.Гатакова, Правительственная политика и народное образование на Кавказе в XIX в., М., 1993, с.48; В.Фармаковский, указ.соч., с.36.
9. В.И.Чарнолуцкий, указ.соч., с.141-2; С.В.Рождесвенский, указ.соч., с.581.
10. Отв.ред.А.И.Пискунов, Очерки по истории школы и педагогической мысли народов СССР, вторая половина XIXв., 1976, М., с.426. また, 前掲参考論文②, 72-3ページを見よ。
11. 前掲参考文献⑦, 150ページ。また, 以下を見よ。С.В.Рождесвенский, указ.соч., с.635.
12. С.В.Рождесвенский, указ.соч., с.676-8; 前掲参考論文②, 73ページ。
13. Отв.ред.А.И.Пискунов, указ.соч., с.428.
14. Там же, с.446.

III.

1. さしあたり, 前掲参考論文①を参照。
2. Свод законов, циркуляров и справочных сведений по народному образованию в переходный период, Сост. В.И.Чарнолуцким, 1908, М., с.2-3.
3. Отв.ред.Э.Д.Днепров, Очерки по истории школы и педагогической мысли народов СССР, конец XIX—началоXXв., 1991, М., с.347.
4. Там же.
5. Указ.Свод законов, циркуляров и справочных сведений, с.2.

6. Отв.ред.Э.Д.Днепров, указ.соч., с.361.
7. 前掲参考論文④, 79 ページ。
8. В.И.Чарнолуский, Основные вопросы организации школы в России, 1909, СПб., с.69.
9. Указ.Свод законов, циркуляров и справочных сведений, с.155-6. 異族人教育については, この後も断続的に検討が進められる。前掲参考論文⑥, 16-7 ページ参照。
10. А.В.Осоков, Начальное образование в дореволюционной России (1861-1917), с.123.